

総 括 調 査 票

令和 3 年 1 月公表分（3 事案）

【 目 次 】

	頁
(12) [文 部 科 学 省] 学校規模・配置の適正化と施設の効率的整備	1
(14) [文 部 科 学 省] 私立高等学校等経常費助成費補助（特別補助分）	4
(27) [経 済 産 業 省] 公設試験研究機関等の基盤整備事業	7

総 括 調 査 票

調査事案名	(12) 学校規模・配置の適正化と施設の効率的整備		調査対象 予算額	令和元年度（補正後）：223,401百万円 ほか （参考 令和2年度：116,453百万円）			
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	公立文教施設整備費	調査主体	本省
組織	文部科学本省			目	学校施設環境改善交付金 ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

公立学校施設は、学校教育法第5条により設置者である市区町村（以下、「自治体」という。）が維持管理し、その経費を負担することが原則とされているが、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づき、公立学校建物（小中学校、義務教育学校、幼稚園等の校舎等）の建設や改修に要する経費について、国が一部を負担又は交付している。

公立学校施設については、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年）を踏まえ、文部科学省から自治体に対し、学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することを主な目的として「公共施設等総合管理計画」を踏まえた「個別施設計画」を令和2年度末までに策定するよう通知している。

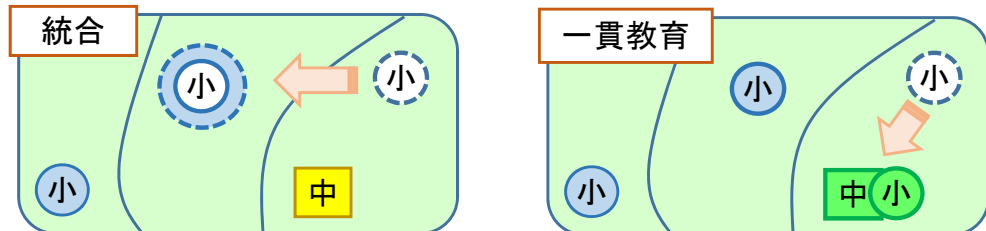
他方で、学校施設の効率的な整備と有効活用に向けては、個別施設毎の長寿命化にとどまらず、①将来の児童生徒数の動向等を踏まえた、学校規模・配置の適正化に係る計画との有機的連携、②他の公共施設との複合化等をどのように促進していくかが今後の更なる課題となっている。

文部科学省が実施した「平成30年度学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」によると、域内の学校の適正規模に関して課題を認識している自治体が約 1,300超（77%）ある一方、その中で検討を行い方針等を作成している自治体は約 300（24%）にとどまっており、適正規模の検討の早期化が課題となっている。

また、方針等を策定したとしても、個別施設計画との接続性を有するほど具体化・詳細化されておらず、学校の適正規模・適正配置といった域内全体の議論が不十分なまま、個々の学校施設の長寿命化のみに着目して個別施設計画が策定されていく可能性がある。

今回の調査に当たっては、①学校規模の適正化・適正配置の考え方に基づく統廃合の検討状況や②施設の効率的整備や有効活用の観点に基づく学校施設の複合化・共用化等の状況について、個別施設計画策定に際しての反映状況を含め、調査を実施した。

◇学校規模の適正化・適正配置による統廃合、集約化、複合化等のイメージ

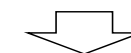


（本調査は、平成30年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）

【前回の調査結果（平成30年度）の概要】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

児童生徒の減少等により学校規模が小さく、学校統廃合が見込まれる学校施設については、①学校統廃合に係る中長期計画を確実に策定するとともに、②中長期計画を策定していない場合については、大規模改修等の整備事業に係る支援を実施しない、など計画的かつ効率的な施設整備の在り方を検討すべき。



反映の内容等

文部科学省が個別施設計画の策定状況を勘案する方針を示すとともに、学校統廃合に係る中長期計画の早期策定を働きかけることで計画的な施設整備を促す。

複合化

公民館・福祉施設・子育て支援施設等の複合施設として、地域のコミュニティ活動の拠点施設に



（出典）「学校環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」（平成27年11月（文部科学省）学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議）より

総 括 調 査 票

調査事案名 (12) 学校規模・配置の適正化と施設の効率的整備

②調査の視点

1. 学校施設の統廃合計画について

域内の公立学校施設について、統廃合計画の検討が具体的に
行われているか。また、その統廃合計画が個別施設計画に適切に反映されているか。

統廃合計画の検討や個別施設計画への反映が行われていない場合、その要因は何か。

2. 学校施設の効率的整備や有効活用について

学校施設の効率的な整備や有効活用の観点から、個別施設計画の策定時に、他の公共施設との複合化や施設の共用化等を検討しているか。

学校施設の複合化や共用化等を検討していない場合、その要因は何か。

【調査対象年度】

平成30年度～令和元年度

【調査対象先数】

市区町村：315先（有効回答数310先）

※市町村組合も含む

※「平成30年度学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」において、域内の学校施設の適正規模に関し課題を認識している自治体で、「課題解消に向けた検討は既に終了し、方針・計画が策定されている」と回答した自治体（ただし、令和2年7月豪雨における激甚指定地域とされた12自治体は除く）

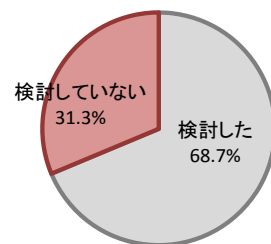
③調査結果及びその分析

1. 学校施設の統廃合計画について

具体的な統廃合計画を検討していない自治体が約3割存在しており、検討していない理由として、そもそも「統廃合の基本的考え方等について検討していない」と回答する自治体が約5割程度であったほか、その他の要因として「地理的要因」や「自治体独自の方針」を挙げる自治体が存在した。

また、「地域住民との調整に当たって、住民から統廃合計画について反対されているケース」や「地域住民との合意形成に時間を要しているケース」が確認された。

【図1】具体的な統廃合計画の検討状況
(N=310)



【表1】図1の具体的な統廃合計画を検討していない理由

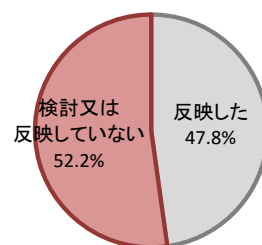
理由	割合
① 地理的要因、域内の学校施設が適正規模、学校数が最小 等	13.4%
② 統廃合はしないといった自治体独自の方針がある 等	15.5%
③ 地域住民等との調整が必要 等	14.4%
④ その他（未定・検討中含む）	10.3%
⑤ 人口推計に基づく学校規模の適正化又は統合の基本的考え方の検討をしていない	46.4%

(N=97)

調査回答時点で個別施設計画を策定済みの134自治体のうち、そもそも「統廃合について検討していない」、もしくは「統廃合について検討はしたが、検討内容を個別施設計画に反映していない」という自治体が5割を超える状況となっている。

なお、検討又は反映していない理由に「地域等から統廃合の申し出がない限り、学校の統廃合を行わない方針」を挙げるなど統廃合の検討について受け身（受動的）な方針を持ち、積極的な議論が行われていないと考えられる自治体も存在した。

【図2】統廃合についての検討の個別施設計画への反映状況 (N=134)



【図2の検討又は反映していない具体的な理由】

- (ケース①)
統廃合を行政側から投げかけるものではないとの判断により、統廃合の基本的考え方を検討していない
- (ケース②)
統合への反対があり、統廃合計画を実施できない状況にあるため、計画に反映していない
- (ケース③)
児童生徒数の将来予測はしたが、自治体の方針で強制はしないこととしており、具体的な統廃合は未検討

総 括 調 査 票

調査事案名 (12) 学校規模・配置の適正化と施設の効率的整備

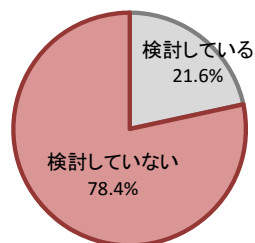
③調査結果及びその分析

2. 学校施設の効率的整備や有効活用について

他の公共施設との複合化及び共用化については、約8割の自治体が個別施設計画策定時に併せて検討していなかった。

複合化・共用化を検討していない理由として、「地理的要因等」を挙げる自治体も多かった一方で、「他部署との連携が不十分」といった理由や、そもそも「個別施設計画では学校施設の長寿命化や統廃合のみ取り扱った」という理由を挙げた自治体のように学校施設の個別施設計画を策定する上で、担当部局の議論は行われているものの、域内の施設全体の効率的な整備という観点から、他部署との連携が不足していると既に認識している自治体も3割程度存在している。

【図3】個別施設計画策定時の公共施設等との複合化についての検討状況 (N=134)



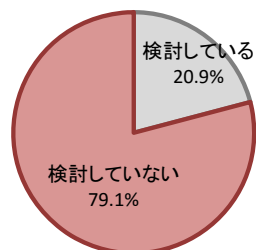
【表2】図3の複合化について検討していない理由

理由	割合
① 地理的・物理的要因、ニーズなし等	41.9%
② 学校施設の防犯上などの問題等	4.8%
③ 他部署との連携や検討が不十分等	15.2%
④ 学校施設の長寿命化、統廃合についてのみ検討を行った	15.2%
⑤ 既に複合化を実施済み	4.8%
⑥ その他(未定・検討中含む)	18.1%

(N=105)

【複合化実施済みの具体的事例】
義務教育学校を整備するとともに、保育施設も併せて整備 など

【図4】個別施設計画策定時の施設の共用化についての検討状況 (N=134)



【表3】図4の共用化について検討していない理由

理由	割合
① 地理的要因、市の方針で共用化はしない等	39.6%
② 課題(移動方法、時間等)を検証中等	5.7%
③ 他部署との連携や検討が不十分等	10.4%
④ 学校施設の長寿命化、統廃合についてのみ検討を行った	12.3%
⑤ 既に共用化を実施済み	11.3%
⑥ その他(未定・検討中含む)	20.8%

(N=106)

【共用化実施済みの具体的事例】
小学校の改築に際しては、プールを新設せず、近隣の公有施設のプールを活用し授業を実施 など

④今後の改善点・検討の方向性

1. 学校施設の統廃合計画について
2. 学校施設の効率的整備や有効活用について

個別施設計画の策定に際して、「将来的な人口動態」や「学校規模の適正化や統廃合についての基本的方針」が未検討、あるいは単に「現有施設の維持のみを前提とした長寿命化」のみ検討を行っており、複合化や共用化の取組みが未検討等、各種検討が不十分な自治体については、個別施設計画策定の目的をはじめ、学校施設の効率的整備や有効活用というだけではなく、教育・学校運営の質の確保という観点等からも問題である。

教育・学校運営の質を確保した上で、学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図るためには、令和2年度末を策定期限とする個別施設計画の策定内容を分析し、学校規模の適正化に向けた統廃合や整備手法の工夫等をさらに進めていく必要がある。

また、既に認識している自治体があるように、教育委員会や首長部局等の様々な部局において個別に検討するだけでは限界があり、各部局が一体となった検討体制を構築する必要がある。

そのためには、文部科学省は、すべての自治体において

- ① 部局横断的な検討体制の構築
- ② 人口動態等を踏まえた学校規模の適正化・適正配置(含む統廃合)
- ③ 学校施設に関する他の公共施設等との複合化・共用化
- ④ 学校施設の長寿命化
- ⑤ ②～④に係るコスト縮減の効果

を組み合わせ一体的に検討させるとともに、早期に実効性が図れるよう期限を区切って、新たに「横断的な実行計画」を策定させる仕組みを構築すべきであり、まずは自治体に向けたガイドラインを作成・周知する等、今後の取り組むべき方向性について示すべき。

今後の個別施設計画のフォローアップにおける計画見直しに際しても、上記の検討状況を反映させるべきであり、例えば、統廃合や複合化・共用化等の検討が十分に行われるとともに個別施設計画に適切に反映されている自治体に係る事業採択の優先度を高くするなど、より早期に検討状況を反映させる仕組みを検討し、その効果を顕現させる仕組みとすべき。

また、既に自治体に対して優良事例を横展開しているが、個別施設計画の分析により新たな優良事例の収集が可能のため、最新の状況を踏まえた優良事例の横展開を行うとともに、可能な限りコストの縮減効果を明らかにすべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(14) 私立高等学校等経常費助成費補助 (特別補助分)		調査対象 予算額	令和元年度：13,289百万円の内数 (参考 令和2年度：13,302百万円の内数)			
府省名	文部科学省	会計	一般会計	項	私立学校振興費	調査主体	本省
組織	文部科学本省			目	私立高等学校等経常費助成費補助金	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校（以下、「私立高等学校等」という。）の教育条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減等に資するため、都道府県が行う私立高等学校等の経常費助成等に対して補助を行う。

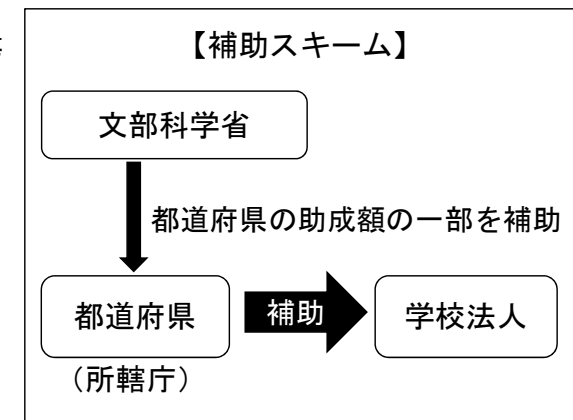
なお、本調査においては、私立高等学校等経常費助成費補助のうち特別補助である教育の質の向上を図る学校支援経費に対して調査を行った。

○教育の質の向上を図る学校支援経費

以下の①から⑦毎に都道府県補助金の対象となった学校数に、単価を乗じた額を補助。ただし、上限額は都道府県補助額の1/2。

※1校当たり単価（令和元年度）：①⑦最大45万円、③最大30万円、②⑥最大28万円、④⑤最大15万円

- ① 次世代を担う人材育成の促進（以下、「①」という。）
グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進
ICT専門員の配置などICTを活用した教育の推進 等
- ② 次期学習指導要領に向けた取組の促進（以下、「②」という。）
アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善のための教員の資質・能力向上のための教員研修
学校におけるカリキュラム・マネジメントの促進、新たな教科に対応した教育方法の開発等の取組 等
- ③ 教育相談体制の整備（以下、「③」という。）
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援 等
- ④ 職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進（以下、「④」という。）
職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組 等
- ⑤ 健康・安全・食に関する教育の推進（以下、「⑤」という。）
災害・防災に関する学習、災害発生時に命を守るための学習、学校安全の推進、食育に関する取組 等
- ⑥ 特別支援教育に係る活動の充実（以下、「⑥」という。）
教員の専門性向上のための研修や講師派遣
個別の支援計画の策定等を進める児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする支援体制の構築
(支援員やコーディネーターの配置など) 等
- ⑦ 外部人材活用等の推進（①～⑥の取組に係るものは対象外）（以下、「⑦」という。）
教員の負担軽減を図るための多様な専門スタッフや外部人材等の活用 等



総 括 調 査 票

調査事案名 (14) 私立高等学校等経常費助成費補助（特別補助分）

②調査の視点

1. 補助単価等について

国の補助単価は、執行実績等を踏まえ、適切な水準となっているか。

2. メニューの設定について

都道府県に対する補助が効果的、かつ政策誘導的なものとなっているか。

【調査対象年度】
令和元年度

【調査対象先数】
文部科学省及び47都道府県

③調査結果及びその分析

1. 補助単価等について

【表1】のとおり、「都道府県平均補助実績額」はすべてのメニューにおいて、「国の補助単価の2倍」未満となっている。

また、乖離が大きいメニューでは、「国の補助単価の2倍」の約8割以下にとどまる「都道府県平均補助実績額」があった。

さらに、国と同メニューを設定している都道府県数のうち「都道府県平均補助実績額」が「国の補助単価の2倍」を超えている割合はすべてのメニューにおいて、約15%以下であった。

【表1】令和元年度における国の補助単価と都道府県平均補助実績額等

メニュー	国の補助単価の2倍 (A)	都道府県平均補助実績額 (B)	国と同メニューを設定している都道府県数のうち (A) < (B) の割合
①	90万円	67万円	11%
②	56万円	36万円	7%
③	60万円	55万円	15%
④	30万円	24万円	14%
⑤	30万円	21万円	8%
⑥	56万円	47万円	11%
⑦	90万円	71万円	3%

2. メニューの設定について

(1) 政策誘導性

現在の国の配分通知には、メニュー名ごとの例示は記載されているものの、その他に条件は示されておらず、全面的に都道府県の裁量に委ねられている。本調査において、都道府県の交付要綱上で、国と同様にメニュー名のみ記載している場合や詳細に条件を定めている場合があり、都道府県によって、条件の厳しさや補助対象経費となる範囲にバラつきがあることがわかった。

【表2】のとおり、メニューの設定年度が古いほど、補助実績のある都道府県数が増加傾向にある。さらに、3年連続補助を受けている学校数も増加傾向にあり、元年度補助実績校数に対する3年連続補助実績校数が約90%近いメニューもある。以上を踏まえると、時代の情勢に応じたメニュー・条件設定がなされていないと考えられる。

【表2】メニューごとの補助実績校数等

メニュー	メニュー内容	メニューの設定年度	補助実績のある都道府県数割合	3年連続補助実績校数 / 元年度補助実績校数
①	英語教育、ICT教育等	平成21年度	37/47	83%
②	教員研修、教育方法の開発等	平成29年度	29/47	67%
③	スクールカウンセラー等	平成21年度	40/47	79%
④	職業体験、ボランティア活動、文化等の体験活動等	平成21年度	37/47	90%
⑤	健康・安全・食に関する教育	平成21年度	37/47	87%
⑥	特別支援教育	平成25年度	27/47	69%
⑦	外部人材活用	平成29年度	35/47	79%

総 括 調 査 票

調査事案名 (14) 私立高等学校等経常費助成費補助（特別補助分）

③調査結果及びその分析

2. メニューの設定について

(2) 事業の効果測定

令和2年度行政事業レビューシートにおける、成果目標及び成果実績（アウトカム）で設定されている「定量的な成果目標」、「成果指標」は、「学校数の増」、「1メニュー当たりの平均対象校数」とされており、単純な実施校数というアウトプットでしかなく、「教育の質の向上」に資するものとなっているか、その効果が捉えられていない。

また、(1)のとおり、特段、補助条件がないため、容易に達成可能な成果目標及び成果実績（アウトカム）となっている。

さらに、本調査において、「アウトカム指標を設定している」と回答した都道府県は皆無であった。

【参考】詳細な条件を定めている都道府県の交付要綱抜粋

メニュー	都道府県の交付要綱からの抜粋
①	・学校が主催するおおむね3か月以上の長期留学制度や原則8週間程度の研修制度を有していること。
③	・公認心理士、臨床心理士、精神科医、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者。 ・スクールカウンセラーを配置する場合、年間105時間以上配置すること。
④	・小学3年生又は4年生が校外での活動を原則として3回以上実施する。
⑤	・避難訓練、防災訓練については対象外。 ・備蓄品の購入費用は対象外。 ・防災教育学習で使用する教材等については、防災教育に限定して使用するものに限り対象とし、他の学習でも使用可能なものは対象外とする。 ・防災マップの作成・配布のみの場合は対象外。 ・家庭科の授業等、通常実施される調理実習については対象外。 ・外部講師を招いた場合であっても、主たる目的が食育に関する指導ではない場合（調理方法やテーブルマナーに関するもの等）については対象外。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 補助単価等について

都道府県平均補助実績額が、国の設定している補助単価に対して、著しく低くなっているメニューについては、国の補助単価を引き下げる等の見直しを図るべき。

2. メニューの設定について

政策誘導効果がより適切に発揮されるよう、各メニューについて国として求める水準の条件を設定すべき。

具体的な条件としては、例えば、月〇回以上等の数値的な条件や資格を有する人材を条件とすること等が考えられる。

また、条件の設定に伴い、成果目標及び成果実績（アウトカム）を効果測定にふさわしいものとすべき。

さらに、継続的に補助を受けている学校については、補助額を低減させることで自走化を図ることも併せて検討すべき。

総括調査票

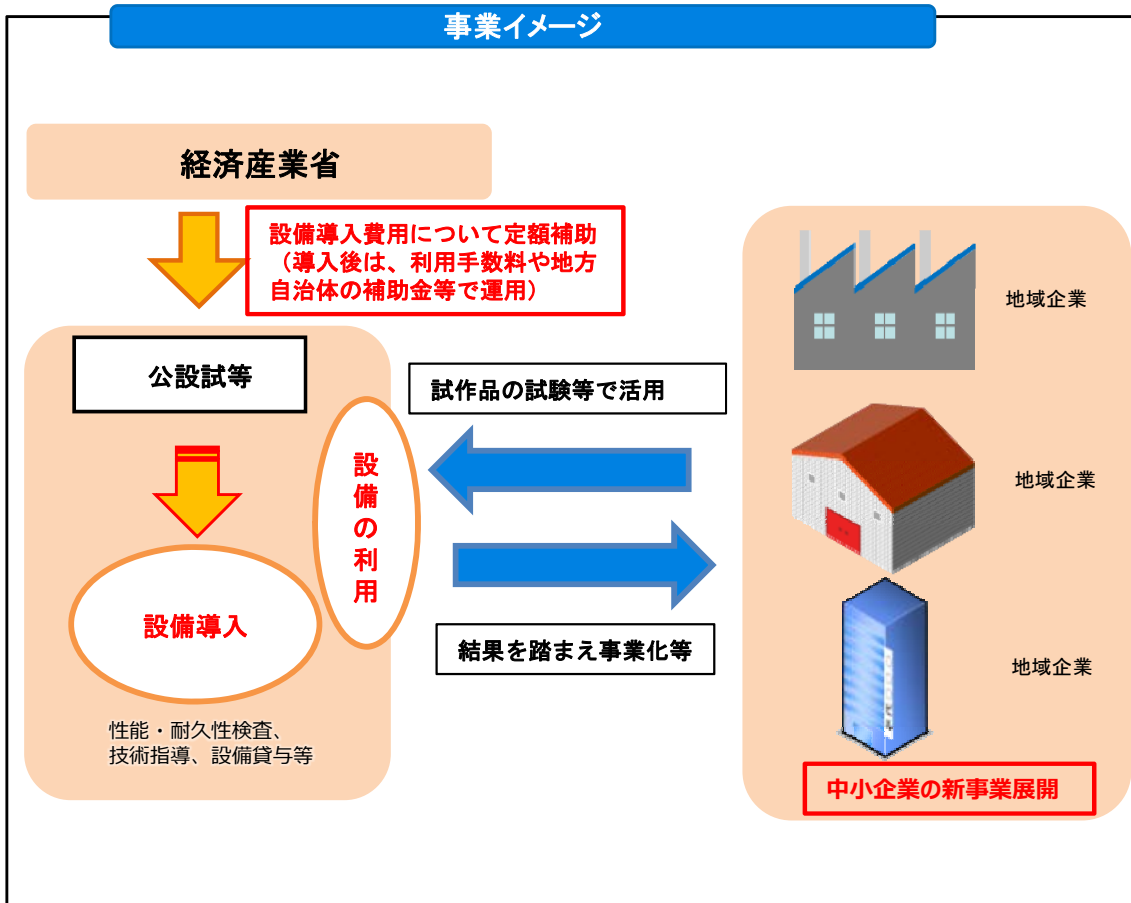
調査事案名	(27) 公設試験研究機関等の基盤整備事業			調査対象 予算額	平成30年度補正（第2号）：1,199百万円 ほか （参考 令和2年度：－）		
府省名	経済産業省	会計	一般会計	項	地域経済活性化対策費	調査主体	共同
組織	経済産業本省			目	地域新成長産業創出促進事業費補助金	取りまとめ財務局	(北海道財務局)

①調査事案の概要

【事業の概要】

- ・企業単独では導入・活用が困難な先端技術を有する設備について、公設試験研究機関・大学等（以下、「公設試等」という。）が地域の中小企業等のニーズを踏まえた上で本事業の補助金（定額）により導入する。 ※公設試験研究機関・・・地方自治体により設置され、地域の産業振興に関わる試験研究、技術指導などを行う機関
- ・地域の中小企業等が試作品の試験等においてこの設備を利用することで、新事業展開や生産性向上につながるもの。

事業イメージ



事業計画の記載事項

本事業を行うに当たり、事業の実効性確保の観点から **事業計画に以下の項目について記載する必要がある。**

①複数の中小企業による共同利用

→補助対象者（公設試等）の他に地域の中小企業による共同利用が見込まれているか。

②補助事業終了後の費用負担計画

※利用手数料や地方自治体の補助金等で運用

→事業終了後も継続して地域活性化のために導入設備を運用していけるか。

③地域における導入設備の必要性

→事業目的を達成するために、地域の中小企業のニーズ等を踏まえて導入しているか。

④設備導入による効果

→地域の中小企業の実効性向上につながるものとなっているか。

調査の視点

本調査では、事業目的や事業計画の記載事項を踏まえ、以下の観点から調査を行ったもの。

1. 導入設備の活用状況について

- 地域の中小企業に利用されているか。
- 公設試等は、導入設備の中期的な収支計画を策定しているか。

2. 事業のPDCAサイクルについて

- 導入設備を利用した中小企業が、事業目的である生産性向上を実現しているか。
- 公設試等は、その成果をフォローアップできているか。

総 括 調 査 票

調査事案名 (27) 公設試験研究機関等の基盤整備事業

②調査の視点

【調査対象年度】
平成26年度
～平成30年度

【調査対象先数】
公設試等：60先

1. 導入設備の活用状況について

- 地域の中小企業に利用されているか。
- 公設試等は、導入設備の中期的な収支計画を策定しているか。

2. 事業のPDCAサイクルについて

- 導入設備を利用した中小企業が、事業目的である生産性向上を実現しているか。
- 公設試等は、その成果をフォローアップできているか。

③調査結果及びその分析

1. 導入設備の活用状況について

- 事業開始後4年以上が経過した設備について、利用した企業数が100社を超えている設備が約20%あった一方で、20社以下にとどまった設備が約21%あった。【表1】

また、導入設備173件中、調査時点で利用されている172件について、利用回数のうち設備導入者である公設試等自身が活用している回数が5割を超えている設備が23%あった。【表2】

(参考) 公設試等自身が利用している事例

- (好事例) 企業との共同研究の過程で公設試等自身が利用した事例。
- (問題事例) 繰返し試験利用のみで公設試等自身が利用し、地域企業が利用していない事例。

- 導入時点で設備のランニングコストに関する中期的な収支計画を作成しているか調査したところ、96%が未作成であった。【図1】
- また、平成26年度事業で導入された設備について令和元年度末時点で累積赤字となっている設備は、全体の26%であった。【図2】

2. 事業のPDCAサイクルについて

- 設備を利用した中小企業の事業効果を調査したところ、「事業化し、生産性の向上につながった」は5か年平均で11.6%にとどまっていた。他方、「試験的に利用したのみ(事業化は当初から予定していない)」は、56.5%を占めるなど、事業目的である生産性向上に結びついていないと言えない状況であった。【図3】

- また、公設試等が、設備を利用した企業に対して生産性向上等の効果の有無について、フォローアップできているか調査したところ、4割以上がフォローアップを行ってなかった。【図4】

【表1】 H26, H28事業で導入した設備の利用企業数別の分布 (H27年度～R1年度の5年間)

利用企業数(社)	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91～100	101～
設備数(件)	7	9	13	9	6	5	5	4	1	1	15
割合	9.3%	12.0%	17.3%	12.0%	8.0%	6.7%	6.7%	5.3%	1.3%	1.3%	20.0%

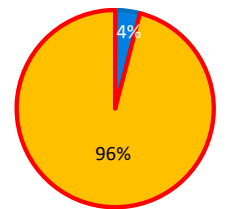
約21%

【表2】 R1年度末時点の導入設備の公設試等自身の利用割合

R1年度末時点の導入設備数 (H26, H28, H29, H30事業で導入した設備)	173	割合
未利用機器数	1	
利用機器数	172	100%
うち、公設試等自身の利用率		
50%以下	133	77%
51%以上	39	23%
(うち100%)	(21)	(12%)

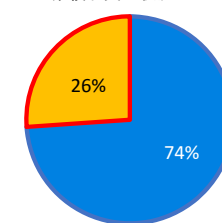
(注) 企業との共同研究で活用した場合も含む。

【図1】 設備毎の収支計画策定状況



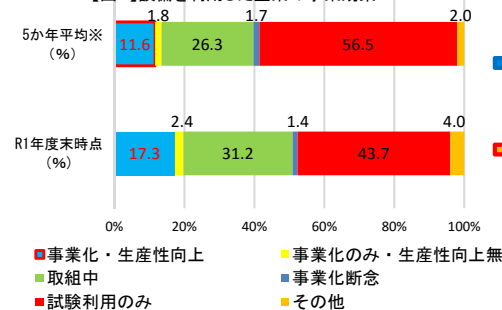
■ 策定している ■ 策定していない

【図2】 H26年度事業で導入された設備の累積収支の状況



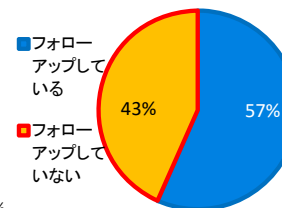
■ 累積黒字設備数 ■ 累積赤字設備数

【図3】 設備を利用した企業の事業効果



(※) 各年度 (H26, H28, H29, H30, R1年度) 末時点の利用実績に対する回答数の積上げを5か年平均したもの。

【図4】 フォローアップの有無



■ フォローアップしている

■ フォローアップしていない

④今後の改善点・検討の方向性

1. 導入設備の活用状況について

経済産業省は、事業計画策定段階において、地域のニーズを幅広く集約し、利用企業が増えるようなスキームを導入すべき。

また、導入設備に関する中期的な収支計画が策定されていない状況であり、累積赤字となっている設備が確認されたことから、中期的に公設試等自身が設備を運用していけるよう合理的な収支計画を策定することについて要綱に規定すべき。

なお、収支計画の内容の妥当性については、経済産業省において計画的なものとなっているか審査すべき。

2. 事業のPDCAサイクルについて

公設試等による利用企業への事業効果のフォローアップが十分行われていない状況を踏まえ、経済産業省は、導入設備を利用したことによる事業化や生産性の向上等の効果を適切にフォローアップすることを補助要件化し、効果分析を行うこととすべき。また効果測定は客観性の観点から、定量的に行うべき。